

支部ニュース

2011年4月 No. 449

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 Tel.03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 東日本大震災で被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます・・・・・・・・藤本 齊
- 東日本大震災 いま、小さなことでもできることから・・・・・・・・黒岩哲彦
- 都知事選と支部の役割・・・・・・・・四位直毅
- 東京「君が代」裁判～
 - ※3月10日東京高裁判決を受けて・・・・・・・・平松 真二郎
 - ※東京高裁・処分取消判決を言い渡されて・・・・・・・・鈴木 毅
- ※都教委の教員処分に強く抗議し、すみやかな処分撤回を求める
- 5月28日（土）に第25回憲法フェスティバルを行います！・・・・・・・・並木陽介
- メーデーとこれまで私がたどってきた道・・・・・・・・鶴見祐策
- 改めて沖縄米軍基地の全面撤去を求める改めて
沖縄米軍基地の全面撤去を求める・・・・・・・・神田 高
- 退任の挨拶
 - ※幹事長退任に当たってのご挨拶・・・・・・・・佐藤誠一
 - ※退任のご挨拶・・・・・・・・新村響子
- 新人紹介「よろしく願いいたします！」・・・・・・・・馬奈木巖太郎
- 3月度幹事会議事録
- 日誌

東日本大震災で被災された皆様に 謹んでお見舞いを申し上げます

このたびの東日本大震災で被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。3月11日午後2時45分のマグニチュード9もの大地震とそれに伴う津波での被害は言語に絶して深刻なものです。被災地でも徐々にではありますが、阪神淡路大震災の経験をもとにした復興への努力が進められていると聞いています。東京支部としても、物心両面での復興への助力を全国の団員や本部とともに行ってゆくつもりです。

また、今回の震災では福島原発の被災という新たな問題が生じており、既に放射性物質が漏出するなどしており、東京自体が被災地として皆様の支援を必要とする事態が生じないとも限らない状況です。救援活動自体を阻害するという原発被害の犯罪性の深刻な一面を白日の下に示し、状況はかつてなく深刻の度を深め、様々な法律上の問題も生じてゆくところだろうと思います。これからも情報収集に努め、素早く対応できるように心がけたいと思います。

支部員の皆様も支部に情報をお寄せ下さいますよう、宜しくお願い致します。

支部長 藤本 齊

東日本大震災

いま、小さなことでもできることから

北千住法律事務所 東京災害支援ネット副代表 黒岩 哲彦

未曾有の被害を前に喪失感と無力感を感じます。他方で「自分も何かをしたい」との思いも強くあります。今強く思っていることは次のことです。

① 小さなことでも今できることから行動しよう。

② 団員は労働団体、民主団体、市民団体、革新政党と強い絆をもっています。そのネットワークの力を今こそ活かすべき時だということです。

最初の一步―地元の足立区役所はどうするのか知りたい

足立区役所の被災者の方への方針を知りたいと思いました。「弁護士」と名乗って足立区長宛にメールをしました。2日後の区役所からの返信メールは「衣類・食事は各自が対応」としている点は不満ですが、全体としては納得がいく内容でした。

【3月16日 足立区長宛質問メール】

足立区内の弁護士です。区政運営についてお世話になります。東日本大震災や福島原発の被災者が今後、この地域にも避難をされる可能性が高いと思います。区としての対応はどのようになりますでしょうか。ご教示をお願いします。

【3月18日コールセンターあだちからの回答メール】

コールセンターあだちへの E メールをありがとうございました。緊急事態のため問合せが殺到し、ご回答が遅れましたことを先ずお詫び申し上げます。

この度の東北地方太平洋沖地震に伴う福島原発の事故により避難された方に対するの受入れ態勢については、急遽 3 月 17 日の午後に東京都の方針が示されました。その方針によりますと、綾瀬にあります東京都武道館におよそ 900 人を受け入れていく予定でございます。この受入れは、3 月 17 日（木）の午後 5 時から開始し、一時的な避難場所として東京都が提供するもので、衣類や食料は避難者各自が対応することとなっております。足立区からは保健師等を派遣し応援してまいります。被災者への支援態勢は、時々刻々と状況により変化してまいると考えます。区におきましては即刻災害対策本部を設置し、区民の安全・安心の確保を図ってまいりました。今後も、各自治体間や関係機関・企業等と連携を強く図りながら、国民が一致協力しこの難局を乗り越えていかれるよう区として最善の努力をしてまいります。今後とも、ご理解ご協力の程、節にお願い申し上げます。

二歩目ー3月19日（土） 埼玉スーパーアリーナ

北千住事務所の菅本麻衣子団員から埼玉スーパーアリーナに行くとの電話連絡を受けました。福島原発の地元の双葉町からの避難者の方でした。埼玉団支部が埼玉弁護士会の会員、「震災支援ネット埼玉」（SSM）と一緒に献身的な活動をされていることを見て思いを新たにしました。事務所の柿沼真利団員も参加しました。翌日 20 日には橋澤加世団員も参加しました。

三歩目ー3月20日 東京武道館 「炊き出しは迷惑だ」と公言

ーボランティア拒否、食事の提供を拒否ー東京都当局の対応は酷すぎる

私は森川清弁護士と合流するために朝に東京武道館に行きました。埼玉アリーナとは全く異なる雰囲気、ボランティアが活動をしている様子はありません。綾瀬駅前の「ミスタードーナツ」で森川弁護士や東京災害支援ネットのボランティアの方と合流しました。東京都の態度は、①ボランティアは受け付けない、②食事は出さない、③法律相談は検討中というものでした。

北千住法律事務所に東京災害支援ネット（とすねっと）の緊急対策本部を置くことにしました。東京災害支援ネット（とすねっと）は①食事を出していないなどの問題があるので、東京都に対して早急に要望書を出すこと、②情報提供とともに電話相談を受けて相談支援をしつつ相談ニーズのあることを都側につきつけること、を決めて、要望書の起案、通信の準備にかかりました。

私は、①日本共産党の大島よしえ都議に連絡をとり、東京都当局への働きかけを要請しました。また②日本共産党足立区議団の鈴木団長、額賀幹事長と連絡をとり、近隣の子ども施設の利用については、本日東京武道館を訪問する区議と連絡とり足立区側と交渉してもらうことを要請しました。この日の夕方に、とすねっとのボランティア、北千住事務所の弁護士と事務局で、キリスト教会の方が作った炊き出しの差し入れの行動をしました。東京都担当者は「差し入れは迷惑だ」を公言しました。担当者を説得して、何とか炊き出しを中にいれることになりましたが、東京都の態度はあまりに酷いと心から思いました。

四歩目ー3月21日から東京武道館での状況が前向きに変化

東京都から①食事については、東京都は明日から夕食（だけ）を出すことにする、②東京都としてニーズ調査をするなどの回答がありました。法律相談については味の素スタジアムで東弁会員が臨時の法律相談を行ったとの情報が入りました。

私自身は、22日に東京弁護士会副会長に東京3弁護士会として東京都に法律相談の実施の申入れをお願いしました。東京3弁護士会は早速東京都に要請をして法律相談が実施されることになりました。

近隣の足立区子ども家庭支援センターの開放も足立区議会・足立区当局により実現をしました。

五歩目ー継続的な法律相談の実施

東京武道館では法律相談活動を継続的に実施しています。東弁、二弁の若い会員がボランティアで参加しています。法テラスの「巡回法律相談」制度の活用を検討しています。

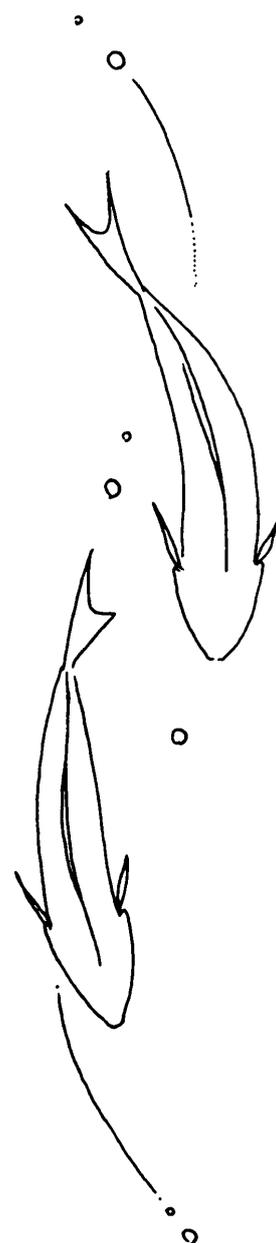
東京大空襲弁護団の一員としての思い

弁護団の一員である坂井興一先生の団通信のお話しに衝撃を受けています。空襲原告団の方々は、東北の今の様子は空襲の時と全く同じだと話されています。原告団には空襲孤児の方が多くいますが、大震災で親を亡くしたお子さんのことを自分のことのように心配をされています。

これからが本番

団、弁護士会の活動が本格化します。行動力と組織力を誇る団と団員の出番だと強く思います。

私は東弁期成会2011年度代表幹事に選任されましたので、この条件を生かして弁護士会として最大限の活動をするようにしたいと思います。



都知事選と支部の役割

西久保装綜合法律事務所 四位 直毅

争点は何か

基本的争点は、石原都政の継続かチェンジか、である。

この点で、基本的な対決の構図と選択は、石原か小池か、の二者択一となる。小池以外の各候補は、石原都政の継続か、少なくともこれと全面对決していないから、である。

具体的争点は、概ね次のとおり、である。

- ① いのちとくらし最優先の福祉・防災都市東京か、「津波は天罰」、「私は原発推進論者」、日の君強制など、人間性と都民のいのち、くらしをふみにじる石原都政の継続か。
- ② 中小零細企業中心の地域経済活性化か、大規模開発・大企業優先か。
- ③ 憲法尊重・都民本位の開かれた民主都政か、憲法無視の首長独裁都政か。

これらの争点と各候補の対応を、都民に具体的に知らせることができれば、多くの都民の選択は、小池へと、向かうはず、である。

今なぜチェンジ、か

石原都政12年は、都民に何をもたらしたか。

震災対策は、美濃部都政下での予防重視から、事後対策中心の「自己責任」本位へと、石原知事就任早々に改悪された。

救急車数は全国最低。消防ポンプ車数は全国46位である。

「原発推進論者」とみずから名のり、このたびの放射能汚染が進行する重大事態の下でも、この公言をくりかえしている。

放射能汚染が指摘されている金町浄水場で水を飲んでみせ、都民のための安全対策に力を注がないのも、この基本姿勢のゆえ、にはかならない。

老人福祉費は全国2位から最下位へ。

保育所入所待ちは8435人（09年）で全国最多。

都立高校統廃合で全日制14%減、定時制ほぼ半減。

救急搬送時間平均52分・全国最悪。

都立病院統廃合で16院から8院へ。

都営住宅は00年以後新築ゼロ。

生活保護世帯（99年。石原知事就任時）約95000世帯から192000世帯へ（10年）。

非正規雇用者196万人（雇用者総数の34.7%。07年）。

年収300万円未満の雇用者262万人（雇用者総数の41.5%。07年）。

母子世帯年収200万円未満51.9%（06年）。

新銀行設立と破綻で都税1400億円をムダに。

築地市場を土壌汚染と液状化のおそれがある豊洲へと移転強行をめざす。

外環道で1m1億円の浪費。

ざっとみても、これらの事態が、石原都政12年で都民のいのちとくらしをふみにじってきた。

それでもなおかつ、石原都政の継続を許すのか、が、今、問われている。

チェンジで、どうかわるか

都の10年度予算は一般会計6兆2000億円。特別会計ふくむ合計12兆円。韓国、スウェーデンの国家予算に匹敵する。

都がチェンジすれば、政治的のみならず、経済的にも、この国を国民本位の方向へと転換させるための重要な一歩、となろう。

都には、オリンピック準備基金4000億円をはじめ、すぐにでも都民のために使える各基金が1兆円超ある。また、一般会計6兆円のわずか4%を振りかえるだけでも、75才以上の医療費無料化、特養老人ホーム（約1万人の3分の1）建設、都営住宅1000戸新設、中小製造業の休業補償、家賃補助などなどを実現できる。

小池知事が実現すれば、憲法尊重、都民本位の開かれた民主都政を進めることができよう。

支部の役割

石原都政は、「構造改革」の強行で、都民のいのちとくらしをふみにじり、事実上の知事独裁を押し通して、「地域主権改革」のモデル役をはたしている。

いま、石原都政チェンジで、都民本位の民主都政を実現することにより、石原の後を追う名古屋河村市長や大阪橋下府知事の動きや、これを先駆とする「地域主権改革」の行く手を阻む大きな一歩、となろう。

さらには、同じく「構造改革」と「日米同盟深化」をめざし、国会議席比例定数削減で、民意切り捨て・強権政治を企てる国政を、革新政治の方向へと転換する重要なワンステップ、となろう。

小池当選に全力をつくすべき支部と支部員の役割とその意義は大きい

支部は、教科書、日の君、七生、マンガ規制など、石原都政に抗して、数々の成果を、都民と共同して収めてきた。

いま、石原都政チェンジのため、支部と支部員が、これまできずいてきた都民とのすべてのチャンネルを全開して、都政チェンジのため、あらゆる協力を求め、知らせ訴えることに全力を集中するとき、ではないか。

石原都政の積悪が、都民の間で、徐々にあきらかになりはじめている今、とくに大地震、大津波、放射能汚染の拡大で、石原都政の危険性が否応なくクローズアップされつつある今こそ、チェンジのチャンス、にほかならない。

支部と支部団員、事務局が、被災地救援とあわせて、被災の惨禍を首都でくりかえさせないため、石原都政を、いのちとくらし第一の福祉・防災都市、都民に開かれた民主都政へとチェンジするために、全力をつくそう。

そして、21世紀の新たな夜明けを、首都東京から拓こうではないか

東京「君が代」裁判

～ 3月10日東京高裁判決を受けて

城北法律事務所 平松 真二郎

2010年3月10日、東京高等裁判所第二民事部（大橋寛明裁判長）は、君が代の起立斉唱を義務付ける職務命令に従わなかったとして懲戒処分を受けた167名について懲戒処分の取り消しを命じる判決を言い渡した。2004年3月の卒業式及び4月の入学式で処分された教職員が原告となって、2007年2月に提訴した東京「君が代」裁判（一次訴訟）の控訴審判決である。



1 判決は、「控訴人らの不起立行為は、自己の個人的利益や快樂の実現を目的としたものでも、職務怠慢や注意義務違反によるものでもなく、破廉恥行為や犯罪行為でもなく、生徒に対し正しい教育を行いたいなどという……歴史観や世界観又は信条及びこれに由来する社会生活上の信念等に基づく真摯な動機によるものであり、……やむにやまれぬ行動であったといえることができる」、「控訴人らと同様の歴史観ないし世界観又は信条を有する者は、国民の中に少なからず存在しているとみられ、控訴人らの歴史観等が独善的なものであるとはいえない」、「憲法学を始めとする学説、日本弁護士連合会等の法律家団体においては、理由づけは様々であるが、結論として起立斉唱・ピアノ伴奏の強制は憲法19条等に違反するというのが通説的見解であり、控訴人らの起立・ピアノ伴奏を義務付けられることはなく、不起立行為等が違法とされることはないという考えは必ずしも独自の見解ということとはできない」、「控訴人らは、誤った憲法ないし法令の解釈に従って、有効な職務命令に従うことを拒否したものであり……」、結論として「不起立行為等を理由として控訴人らに懲戒処分を科すことは、社会観念上著しく妥当を欠き、重きに失するといふべきであり、懲戒権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものといふのが相当」であるとして懲戒処分の取り消しを命じた。

これまでの下級審判決では、「本件不起立行為は国旗・国歌条項の実施についての都教委の関与・介入に対する抗議としての一種の示威行為とも評価し得る」あるいは「本件不起立行為は、国旗・国歌条項の実施についての都教委の措置に対する抗議、反対の意思表示としての意味合いを有するもの」といったように、原告たち教職員に対する偏見に満ちた判決が続いてきたことに比べ、控訴人らの「起立斉唱できない思い」を受け止めた判決とあってよいであろう。

2 一方で、憲法判断あるいは教育基本法10条についての判断は不満が残るものと言わざるを得ない判決である。

(1) 今回の判決では、『(起立斉唱できない) 思い』を有する生徒の保護者や来賓といった卒業式等の参列者に対し、国歌斉唱に際し国旗に向かって起立することを……強制することについては、憲法 19 条の思想及び良心の自由の保障との関係で問題があると言わざるを得ない。……控訴人らも、これと同じ立場において卒業式に参加しているのであれば、起立を義務付けることは許されないものと考えられる」とされており、また、「控訴人らも 1 個人としてならば、起立を義務付けられることはないというべきである」とも判示しており、少なくとも「教職員」という地位にないものについて、国歌の起立斉唱の義務付けが違憲であることを明らかにしたものと言える。

これまで、2007 年 2 月 27 日のピアノ伴奏の義務付けをめぐる最高裁判決以降、「原告らが国歌斉唱時の起立を拒否することは、原告らにとっては思想・良心に基づく一つの選択ではあろうが、一般的には卒業式等の国歌斉唱時に不起立行為等にでることが、原告らの歴史観ないし世界観又は信条と不可分に結びつくものではなく、また、校長の職務命令は、原告らの思想・良心それ自体を否定するものではなく、原告らに対し特定の思想を持つことを強制・禁止したりするものでもない」とするなど（本件の第 1 審判決）、国歌の起立斉唱あるいはピアノ伴奏の義務付けが思想良心の自由と関わりがないとする下級審判決が続いてきた判示に比べれば、一步前進した判断であると評価してよいであろう。

(2) しかしながら、「控訴人らは各都立学校の教師という立場において卒業式に参列しているのであるから」として「全行的に決定されたところに従って統一の取れた行動が教師に要請される」、「卒業式に参列する教師は、生徒を指導する立場にある者として、自己の個人的な思想及び良心とかがわりがあることを理由として起立しない行動をとるのではなく、他の教師とともに、起立して斉唱する行動が求められているというのが相当」、「国歌斉唱に際して起立せず、ピアノ伴奏しない行為は、上記指導の効果を減殺するものである」として、控訴人らについて外部的行為が制約を受けることはやむを得ないと結論付けている。

ここでは、「公務員であること」「教職員であること」が人権制約を正当化する論理となっており、このような抽象的な論理による人権制約の正当化が許されるものではない。ここが今後の最高裁での判断の焦点となるところであり、猿払事件以来の合理的関連性の基準すら用いていない点を含め、批判されるべき点であろう。

(3) 教基法 10 条については、「目につかない場所に国旗を掲揚した」、「国歌斉唱」を式次第に明記しない、「司会者が起立を発声しない」などという学校があった、あるいは「校長を通じて実施指針の徹底を指導したにもかかわらず、これが行われない実態が広くみられたことに照らせば……通達により具体的な命令を発することが特に必要であると判断されたことにも、相応の根拠があった」と認定し、通達発出が「不当

な支配」に当たらないとの判断を示している。

しかし、このような論理が許されるなら、結局、都教委が「特に必要がある」と判断すれば、その内容の是非が問われることなく通達を発出できることになる。また、本来教育行政機関である都教委が、教育内容について具体的にどのように指導するか、その指導内容あるいは指導方法についてどのような内容の通達でも発出できる結果となってしまうのであり、「教育」に対する「教育行政」の介入の歯止めが全く存在しないのと同じ結果となるであろう。

- 3 憲法判断あるいは教育基本法の解釈については不満が残るものではあるが、ともかく、10・23通達、職務命令による国歌の起立斉唱の義務付けに従わなかったことを理由とする懲戒処分について、初めて裁判所が取り消しを命じる判決を下したことを評価すべきであろう。

翌朝の新聞も、『日の丸・君が代』処分取り消し、都教職員ら167人逆転勝訴（毎日新聞）、「国歌訴訟 教職員ら勝訴 都の処分取り消し」（読売新聞）、「教職員167人処分取り消し 『懲戒権の乱用』」（朝日新聞）といったような論調で、特に毎日新聞は解説では、「都の強行し姿勢に一石」と論じ「判決に従えば、起立や斉唱拒否だけを理由とした処分は違法となり、通達や職務命令が事実上『骨抜き』になる可能性がある」と言及しているところである。

この勝訴判決を足がかりとして上告審さらには二次訴訟等関連訴訟での違憲判決獲得を目指していく。

追記

東京都教育委員会は、本判決後の3月30日、2010年度卒業式において起立しなかったとして、6名の教職員に対する懲戒処分を発令した。懲戒処分を科すことが懲戒権の逸脱濫用であると断じた本判決を無視して、例年と同様の懲戒処分を行っている。これは、「たてない」教職員、すなわち都教委の言いなりにならない教職員を処分することが目的となっていることを示している。司法の判断を無視し、児童生徒の学習権よりも、「教育行政」に服従しない教職員を教育現場排除することを優先する現在の都教委の姿勢は、どんなに言い繕ってみても「教育」の破壊以外のなにものでもあるまい。

東京高裁・処分取消判決を言い渡されて

原告（控訴人）鈴木 毅

『処分』欄記載の各懲戒処分をいずれも取り消す」という裁判長の言葉を法廷で耳にした瞬間、私は身体中の細胞がいつせいに息を吹き返してくるような感覚に襲われました。

予防訴訟地裁判決（2006年9月21日）で勝訴判決を得たことはありましたが、その後、本訴訟地裁判決をはじめとした関連する処分取消訴訟の全てで敗訴が続き、今年の2月には予防訴訟控訴審で逆転敗訴判決を受けていたこともあり、自分自身、周囲には「裁判勝

利に向けてがんばろう！絶対勝ちます。」と言いながらも、身も心も相当疲れ果てていたのだということがわかりました。

この判決は、教職員らに卒業式等における「君が代」起立斉唱などを命じる「10・23 通達」の違憲性や違法性は認めず、また原告（控訴人）らの損害賠償請求部分を「処分取消によって慰謝される」として棄却しているのです。都教委による権力的教育行政の暴走を止める直接的な効果は期待できないし、私たち原告にも「原状回復」をもたらすだけのものに過ぎないというものでしたが、判決文を読み進めるうちに、私は「救済」という言葉を強くイメージするようになりました。

私は、この裁判に関わるようになってから、さまざまな行政訴訟の判決文や執行停止申立の決定文を読みました。そこでは「違憲（違法）のおそれが生じる（ことは否定できない）」などと、問題の所在は認めながらも「違憲・違法とまでは言えない」「ただちに違法になるとはいえない」「違法状態が生じているとまでは言えない」などと整理、行政側の行為は「裁量の範囲内」「権限を有する」のであるから「適法」であり、原告らにとっては「受忍の限度の範囲内である」のだから、「請求を棄却」という論理、つまり、「何らかの問題はあっても行政権力の側に明白な違法性がない限りは、行政処分を受けた者は我慢しなさい。」という論理ばかりが展開されて、本件地裁判決も例外ではありませんでした。

しかし今回の判決は違いました。「何らかの問題」の内容があまりにひどいので、救済するという判断がなされたのです。「人の顔が見える判決」とはこのようなものを言うのではないのでしょうか。

この裁判で原告らは、都教委の不当な支配に従うことができなかった理由や、子どもや教育そのものを守ろうとする強い思いを、陳述書や証言など、さまざまな方法をもって裁判所に訴えてきました。法理論の面での主張は弁護団のみなさんにお任せして、教育の現場から「教師としてのやむにやまれぬ思い」を何度も裁判所にぶつけてきたのです。これが、地裁段階では通じなかったものの、高裁に至ってようやく裁判官の心に通じ、「救済」の対象となり得たのではないかと感じたのです。

この判決が、ピアノ最高裁判決の判断枠組みを乗り越えることができず、職務命令で卒業式を実施させようとする「10・23 通達」を違憲・違法と認定しなかった点は法理上の判断として不服がありますが、「懲戒処分を背景に『国歌斉唱』を強制する都教委のやり方は違法」と認定したことは、この問題の本質をしっかりと捉えているのではないかと思います。

しかし都教委は、3月23日に本件について上告（！）してきました。この闘いは、舞台を最高裁に移して続くことになりそうです。私たちもまだまだ頑張らないといけません。



都教委の教員処分に強く抗議し、すみやかな処分撤回を求める

1 本年3月30日、東京都教育委員会（都教委）は、本年の卒業式における「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏などにより、6名の公立学校教員に処分を下した。

2003年10月23日付通達（「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」いわゆる「10・23通達」）を発して以来、都教委は毎年、卒業式・入学式の「君が代」斉唱時の不起立者等に対して処分を続けてきた。そればかりか、処分者に対する「研修」の強要、定年後の再雇用拒否、再雇用職員・非常勤職員の合格取り消しなど数々の不当な扱いを続け、教育への介入、思想・信条の自由の侵害を繰り返してきた。

こうした都教委の暴挙が行われるたびに、国民から強い批判が幅広くなされてきた。にもかかわらず、都教委は姿勢を改めることがないばかりか、今年もまた暴挙を繰り返し、その結果、10・23通達に基づく都教委による処分者は、延べ436名という膨大な数に及ぶこととなった。

2 「日の丸・君が代」については、それらが過去に果たした皇国思想・軍国主義思想の精神的支柱としての役割などから、現在でも国民間の評価が様々に分かれるものであり、そのような「日の丸・君が代」について、壇上への掲揚や起立斉唱など、これに敬意を表し尊重する行為を、行政権力が教育の現場に一方的に強制することは憲法上許されないというべきである。

本年3月10日、東京高裁第2民事部は、「・・・原告の不起立・不伴奏が真摯な動機による「やむにやまれぬ行動」と認め、「本件処分は、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を逸脱し、又はこれを濫用したものである」と断じ、一審判決を覆して、原告167名の処分を取り消す旨判決した。

今回の処分は、この判決直後に行われたものである。

都教委は、2006年9月、東京地方裁判所民事第36部において、10・23通達等が旧教育基本法10条・憲法19条違反に違反するとして、都立学校の教員らに、起立斉唱やピアノ伴奏をする義務がなく、これらの行為の拒否等を理由にいかなる不利益処分もしてはならないとされた後も、「日の丸・君が代」の強制を全く改めず、不起立等を理由とする懲戒処分や、再雇用拒否、再発防止研修命令等を毎年繰り返してきた。このことと合わせて考えるならば、都教委の司法判断を軽視する態度は、ますます顕著になっていると言わざるを得ない。

また、都教委が、このような「日の丸・君が代」の強制と合わせて、2006年4月13日に職員会議での挙手採択等を禁止した「学校運営の適正化通知」を発出しますます教師の自由を制限している態度に鑑みれば、この問題が、単に「日の丸・君が代」の強制にとどまらず、教育における民主主義の破壊につながっていることは明白である。

3 私たち自由法曹団及び自由法曹団東京支部は、都教委の処分に強く抗議するとともに、10・23通達等を撤回して「日の丸・君が代」の強制をやめ、理不尽な懲戒処分・合格

取消・採用拒否等を直ちに撤回するよう強く求める。

2011年4月2日

自由法曹団

団長 菊池 紘

自由法曹団東京支部

支部長 藤本 齊

5月28日（土）に第25回憲法フェスティバルを行います！

旬報法律事務所 並木陽介

1 今年5月28日（土）です！

皆さまからいつもご支援いただいている憲法フェスティバル（略して「憲フェス」）は、今年の5月28日で25回目を迎えることとなります。

近年は、毎年5月の第3土曜日に開催しておりましたが、いつも5月集會に重なってしまうことから、今年は1週間遅らせて次のとおり行います。

日 時 5月28日（土）午後1時30分～午後6時30分

会 場 日本教育會館 一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

2 今年の内容

憲フェスでは、毎年テーマを決め、それに沿ったイベントになるような工夫をしています。今年のテーマは、25周年を記念して、また65年にわたって私たちの権利を保障して来てくれた憲法に感謝の気持ちを込めて「憲法にカンパイ！」としました。先の大震災があり、大変な折ですが、こういう時にこそ一人ひとりの人権を保障し、平和を目指す憲法を忘れてはなりません。被災地の復興を祈り、憲法の理念を復興に生かすよう訴えるような内容になれば、という思いで現在以下の企画を準備しています。

憲フェスでは、毎年チラシに「せめて、／せめてです。／せめて我々が／平和憲法を／守り抜かなければ、／愚かな戦争で／死んだ人たちの／魂は／安らかに眠れません。／それが／誓いであり、／手向けです。」という詩を掲載しています。これは、第1回憲フェスにあたって、映画監督の木下恵介氏から寄せられたもので、憲フェスでは、今まで、この詩を実行委員会の気持ちを表現するものとして大事にしてきました。今年は、この詩に、曲をつけてオープニングで披露する予定です。作曲者は、サクソ奏者、音楽プロデューサーであり、映画「ホワイトアウト」「沈まぬ太陽」の音楽監督をされるなど、多方面で活躍されている住友紀人氏で、さわやかなメロディーに仕上がっています。これで憲フェスに新たな財産が増えることになり、とても楽しみです。

これに続いて、早乙女勝元氏の「東京大空襲と憲法9条—ある作家の体験から—」の講演

が行われます。早乙女氏は、憲フェスの賛同人でありながら今回が初めての出演であり、出演をお願いしたところ快諾してくれました。早乙女氏の講演には定評があります。12歳の時に体験した東京大空襲について語ってくれますので、その体験を自分のものとして感じ、これからどう生かしていくのか、私たちにヒントを与えてくれるものと期待しています。

最後は今年99歳になる映画監督・新藤兼人が自らの戦争体験にもとづき「映画人生最後の作品、私の遺言状である」と語る作品「一枚のハガキ」(主演：大竹しのぶ、豊川悦司)を、制作の近代映画協会、配給元の東京テアトルの協力により、憲法フェスティバル25周年記念として、今夏の公開に先がけて特別試写会を行います。内容は是非ご覧頂きたいと思いますが、戦争によって家族を奪われ、全てを失った主人公が最後には希望を抱いて立ち上がる姿が描かれており、今年3月にあった大震災にも通じるテーマとなっています。

3 お願い

今年の憲フェスは、第25回という節目であることから、できるだけ多くの方に足を運んで頂きたいと現在奮闘中です。実行委員がそれぞれ力を尽くして普及しているところですが、なかなか実行委員だけでは十分な広がりを作ることはできません。

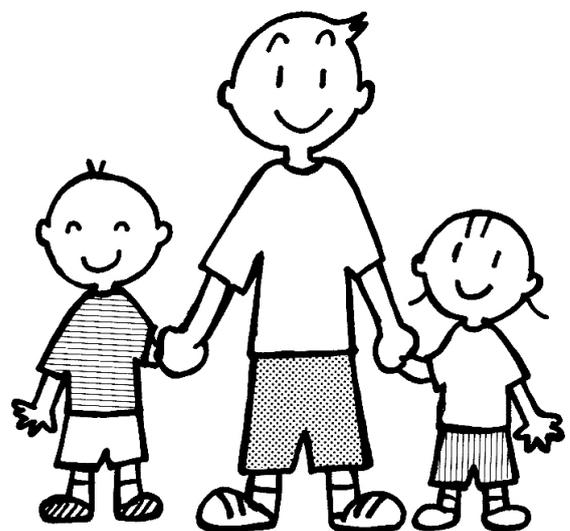
憲フェスは、財政的にも非常に厳しく、特に今年は多くの出費が予定されています。そんな中でも、売り上げの一部を先の震災の義援金とすることと致しました。

団員の皆様におかれましては、是非憲フェスにお力をお貸しいただき、チケットを購入し、会場まで足をお運びいただきますようお願い致します。また、依頼者の皆様にチケットを普及して頂ければ幸いです。

今年の内容は25周年にふさわしいものと自負しております。楽しく憲法に触れることができること間違いなし！

どうかご協力を宜しくお願い致します。

以 上



メーデーとこれまで私がつどってきた道

第一法律事務所 鶴見 祐策

1 はしがき（メーデーについて）

執行部から若い世代あての文章を依頼されて承知したものの困ってしまった。私には書く中身がない。

数年前にメーデー参加を呼び掛ける特別報告を書いたことがある。メーデーは、1886年5月1日、アメリカ労働総同盟が「8時間労働制」を要求して各都市でゼネストを呼び掛けたのが起源とされている。5月3日のシカゴでは、武装警官隊の襲撃により、集会に参加していた労働者4名が殺害されたほか多数が負傷したのだ。翌日ヘイマーケット広場で開かれた抗議集会には1500名が集まったが、何者かが爆弾を投げ込んで警官7名と群衆5名が死亡し、負傷者が100名を超える惨事となった。投擲者も不明のまま、ストの指導者8名が逮捕され、7名に死刑、1名に禁固15年が宣告された。事件の捏造が反復され資本側の巻き返しが繰り返されたが、労働側は再度のストライキ（90年）の反撃で念願の「8時間労働制」を獲得する（日本では敗戦後の47年）。

その3年後にパリで開かれた第二インター創立総会は、ヘイマーケット事件を記念して5月1日を全世界の労働者の統一行動日と定めたのである。つまりメーデーは労働者の「お祭り」ではなく、連帯を誇示する「闘い」の記念日なのである。

いま日本では労働運動の衰退に乗じて大企業が主導する不安定雇用や「8時間労働」どころかサービス残業の強要が蔓延しつつある。私の「特別報告」は、労働者階級の不屈の闘いの歴史を想起しながらメーデーに参加する積極的な意義を強調したものであった。

2 第二インターの軌跡と「チボー家の人々」

時期にも合うからそれを書いたらとも助言もされたが、私にはあれ以上のものは書けない。続けるならば、その後の国際的な労働運動の歴史をたどりたいと思う。第二インターは、欧州各地で10回（臨時も含む）開かれている。そして1914年に事実上終焉を迎える。第一次世界大戦で命脈を断たれる。私には無関心でいられない理由がある。

敗戦の間もなく（47年）の出版で評判になった小説に「チボー家の人々」（山内義雄訳・白水社）がある。私より前の世代では知る人が多いと思う。訳本でも全11冊に分かれる大河小説である。7冊までは40（昭和15）年までに出版されていたらしい。チボー家の長男アントワーヌと次男ジャックを中心にフランスの小市民の家族や友人らとの交流が淡々と描かれているのだが、翌41年に太平洋戦争が開始されると、その後の部分の翻訳と出版が中断されてしまった。続編の3冊は、「一九一四年夏」の表題で、反戦運動に身を投じた次男が主役だから、戦時下の日本では出版が不可能になったと思われる。しかし、私がつとりわけ感動したのはこの続編である。作者マルタン・デュ・ガールが受賞したノーベル賞もその部分に与えられている。

帝国主義列強が軍備補強を競うなかで労働者階級の団結と連帯を旗印とするインターは、一貫して「戦争反対」を唱え続けてきた。「常備軍の廃止」「国民投票」「公債反対」を掲げて労働運動を指導した。有名な「バーゼル宣言」（12年）では列強の戦争を「犯罪」と弾劾している。それが14年7月に戦争が現実化すると各国の社会主義者に動揺が

起こり、自国の利益と自らの理念との相克に苦しめられるようになり、ついに「愛国的熱狂」の渦にのみ込まれていくのだ。とりわけフランス社会党党首（ジョレス）が国粋主義者の凶弾に倒れると、それを境に指導的なインテリも含めた多くの社会主義者が、雪崩のようにナショナリズムに流されていくのである。この小説は、日記風にそれを克明に追っている。ジョレスの暗殺なども次男ジャックの眼を通して臨場感をともなう描写がなされている。

ジャックは踏みとどまる。兵役志願まで現れる同志と決別し、みずから反戦ビラを作り、飛行機に乗って前線の国境上空から撒こうとするが、その飛行機が墜落して全身火傷の瀕死の重傷を負う。折から退却中のフランス軍に拾われるが、手間のかかるスパイかも知れないとされて射殺される。同胞の手で。11巻目に「エピローグ」がある。軍医として従軍した長男アントワヌは、毒ガスで侵された身体を病院に横たえている。過去の自省のなかで最後に弟の遺児の名を呼んで終わる。

私が読んだのは高校卒業の間際だった。貧しかったからアルバイトで捻出した金から古本屋で1冊ずつ買い求めた（残念ながら4冊目だけが今欠けている）。この小説はいろいろな読み方が可能と思うが、私は、理想主義者のジャックの生きかたに深い感動を覚えたものである。進路を決める私の精神的な教科書の1つとなったと思う。

3 いま私が思うこと

昨年12月8日（太平洋戦争勃発の日）、中央区で映画「戦争をしない国 日本」を上映する集會が行われた。地元の有志による企画である。その会場で上映のあと主催者を代表する挨拶で私はこう述べた。

「いまアメリカ発100年来の不況が世界を覆っています。各国政府は、施策に窮して右往左往が実際です。思えば1929年に始まる大恐慌が世界大戦の引き金になりました。日本の中国侵略（満州事変）がその2年後、ヒットラーのナチス政権の成立が4年後、スペインの人民戦線政府の打倒が7年後、そしてポーランド侵攻に始まる全世界を巻き込む世界大戦に突入するのです。たった10年の間にすぎません。最近の情勢は、その危険を肌身に感じさせます。特権をもつ限られた人達が、自からの権益の保全と拡大を図りながら、大多数の国民に真実を知らせることなく、あの無残な戦争へと突き進んでいったことを思い知らされます。だから全く油断できないわけです。」

世界は、交通と情報の手段が発達したことにより極度に狭隘となったのは間違いない。2度の大战の時代と大きな違いがある。しかし油断できない。大量宣伝による世論操作の技法は以前の比ではない。だから発火も早いに違いない。

そのとき私は自らの信条を最後まで貫徹できるか。その問いかけが重みを増している。同時に最悪の事態を許さないため、いま自分にできることを愚直に遺漏なく実行していくことしかないと考えている。

4 弁護士としての仕事

修習生の当初から同期の仲間と安保の闘争に明け暮れる毎日を送っていた。その余熱が冷めぬうちの若手として開業の早々に様々な弾圧事件に身を投ずる巡り合わせとなった。折から参議院選挙があり、都内だけで逮捕者約100名にも及ぶという非常事態であった。だから私の最初の法廷は、同期の石田享君と安田叡君と3人で臨んだ勾留理由の開示であ

った。先輩もおらず、何も知らないから無茶苦茶な弁論で1日を過ごした。この事件は、3人で後の公判も担当して無罪の確定判決をとった。私は、ほかに3件の公選法事件を割り当てられた。そのうち1件は高裁で無罪をとったが、最高裁は、検事の上告理由を退けながら法律論の「こじつけ」で逆転させられた。それに対する怒りが、私をその後に起こった多くの公選法事件の弁護に執着させる原因となった。

戦後混乱期のものでは蒲田事件がある。交番を襲ったデモ隊の主導者とされる人物が中国から帰国したのを機に起訴された事件である。ほかの被告たちはすでに有罪が確定しており、「お前がやれ」と先輩から渡された確定記録を手掛かりに担当することになった。いきなり始まった現場検証に立ち会い、法廷では被害者と称する警察官の反対尋問を懸命に試みたところ、これが意外に成功して我ながら自信を得ることができた。ほかに政暴法デモ事件、砂川行政事件、松川事件再上告審などの弁護団に参加した。そして先輩たちから多くを学んだ。

5 松川事件との関わり

私が最も没頭したのは、やはり松川の無罪確定後に提起された権力犯罪追及の国家賠償裁判ということになる。東京地裁に専属部（民事33部）が特設された。法務省の検事も専任7名が配置された。元被告と家族の40名が原告。弁護団（原告代理人）の常任は、岡林辰雄さん、池田輝孝さん、中田直人さん、石田さん、それに私。後に榎本信行さんが加わった。延103名に対する人証と現場検証など14年間の刑事裁判を超える証拠調べが集中的に行われた。法廷は週3日の終日だから、私たちは、敵性証人の尋問と厩大な証拠と格闘する毎日を送った。警察庁長官や検事総長も現職のまま証言台に立たせ仮借ない糾弾にさらした。それ自体が責任の追及であった。

この国賠の審理過程で元被告たちの無実を知らながら、脅迫、暴行、偽計による虚構の証拠の捏造、真実の証拠の改ざん、隠匿、隠滅、偽証など、元被告を「犯人」に仕立てる警察と検察の組織的な不正がより鮮明な形で浮き彫りにされた。刑事裁判で暴露された「諏訪メモ」の隠匿が有名であるが、「来訪者芳名簿」など警察に残された明白なアリバイ物証が刑事裁判の最後まで隠し続けられるなど、まさに「権力犯罪」という以外にない数々の悪業が明るみにされた。東京地裁判決は判示している。「明白な証拠を手にししながら、これを無視して公訴を提起し追行した」とし、「検察官は、その手持ち証拠のうち、結果に影響を及ぼす可能性のあるものは、検察官がそれを信用するかしないかにかかわらず、法廷に顕出する義務がある」「人の生死にかかわる重大事件の審理の過程で、このようなことがおこなわれたということは、まことにおどろくべきことである」「刑事裁判の経過の上に、明白かつ重大な汚点を残した」と。国側の控訴が棄却され、約7年間の闘いは勝利で終わった。

私は、この裁判から多くの教訓を得たが、その1つが警察や検察が、その時の統治権力の意思を迎えようとしたときには、無実と知りながらも犯罪的な手段もいとわず、無実の者を「犯人」に作り替えることも厭わないとの確信に至ったことである。権力行為の「全てを疑え」ということだ。個人的な評価は関係ない。

6 三鷹事件との関わり

松川と同時期の謀略に三鷹事件がある。先輩の小沢茂さんより声がかけて死刑囚の

竹内景助さんが11年も前に申立てた再審にも関わることになったが、証拠収集と主張をまとめて、ようやく裁判所も重い腰をあげようとした時点で竹内さんは脳腫瘍を発症して亡くなってしまった。拘留所に泊って自発呼吸が消えるのを看取った。

竹内さんについては正木ひろしさんなどが、単独犯行説をとって他の弁護人たちの方針を批判する見解を公表されたことが知られている。ただ私が接見したつど「勤皇の志士の心情」を引き合いに自分ひとりが罪を着ることで無実の他の被告たちが救われることを願ったため控訴審でも単独犯の自白を維持したと竹内さんは語っていた。松川事件と同様に進駐軍による捜査や裁判に対する干渉が甚だしかった。マスコミは勿論のこと、警察、検察のみならず裁判所にも、その意向が強く深くおよんでいた時代であるから、「空中楼阁」で全員無罪にできない社会的政治的な環境が形成されていたであろうことは推測に難くない。その意味で彼の説明を理解できる。そもそも竹内自白に「秘密の暴露」がない。白鳥決定の今なら無罪の可能性はあったと思う。

死後に遺族の依頼で「弔い合戦」のような国家賠償を提起したが、死刑確定囚といえども当時の医療水準の給付を受ける権利があるという東京地裁の判決が確定して判例となった。これで死刑囚の処遇が改善されたと聞く。

7 梅田事件の再審との関わり

無実を主張する被告人の有利な証拠は、裁判所に提出されない捜査資料のなかにある。裁判の公正のためには、検察官手持の証拠の全面開示が不可欠である。その後日弁連の人権委員会の要請により、私は北海道の梅田事件の再審に力を注ぐことになった。梅田義光さんは、公判で一貫して無実を主張したが、死刑となった真犯人の虚偽の供述で共犯として無期の判決を受けて服役したのである。この事件でも、検察が保有する未提出記録の中から「新証拠」の手掛かりを得て再審開始と無罪判決に結びつけることができた。松川から学んだ成果であった。

ちなみに無罪が確定した後に梅田義光さんから相談を受けた。熱心な支援者たちから国家賠償の提起を勧められているが、どうしたらよいかというのである。梅田さんを犯人に名指しした男の供述の虚偽と拷問による自白の虚構は余すところなく明らかになっており、提訴すれば勝訴する見通しは明らかであったが、私は反対した。

北見市議会は、再審開始を要望する全会一致の決議をしていた。市民の大多数が温かい視線で17年目に仮釈放の梅田さんを迎えていた。その雰囲気が新たな証言の発掘も可能にした。被害者の遺体を検視した事件当時の医師による協力が得られ、それが再審申立の新証拠ともなった。周囲の環境が梅田さんを救ったのだ。それを梅田さんに話した。

事件は昭和25年である。当時は自治体警察だから提訴すれば、北見市を被告とせざるを得ない。市の財政から賠償金を受け取ることに市民の共感が得られるだろうか。提訴するなら拷問刑事の個人を被告にすべきだ。それなら値打ちがある。ただ判例は認めないと。すぐに納得され、その話は消えた。

8 最後に戦争のこと

顧みると権力相手の関わりが多いことに気づく。警察の違法不当な身柄拘束や盗聴、盗撮、税務の調査権濫用の事件などである。時代の巡り合わせというほかない。

話が逸れるが、敗戦の日をまた迎えた。私の原点は70年前にあるように思う。当時1

2歳の私には火や鉄が飛び交う戦場の経験はない。教師から米軍が上陸したら1人を必ず殺せと教えられていたが、そうはならず終わった。米機の機銃掃射が至近に着弾した一瞬もあったが、私が標的ではなかった。

3月10日翌朝の記憶はある。暗い煙が空を覆う街道を人列が黙々続く光景である。着物も顔も漆黒だった。本当に見たのか。幻のように今は思える。千葉市の空襲はその後だ。ひと夜で市街が廃墟と化して大勢が亡くなったが、郊外は被災を免れた。数日後に市内に入ると各所にまだ炎が残っていた。訪ねた学校は完璧に消滅していた。路上の焼けトタンから片手がのぞいて見えた。

今でも開かれる国民学校の同窓会では罹災経験の話題に種が尽きない。

「終戦」は、幼い私の理解力を超えていた。戦争とは人が始めて人が終わらせるものとするまでに相当の時間を必要とした。さらなる驚愕は、大人達の変わり身の早さだ。軍国教育を競った教師ほど、進駐した米軍と民主主義の賛美者となった。生徒の不信が嵩じて授業拒否にも発展したほどだ。これも同窓会の尽きぬ話題である。

戦争を終結させた者と戦争を開始した者は同じ限られた人達であった。国の内外に、山に、海に、街に、自らの亡骸を晒した無数の人々とは別の特権階級の人達である。そして真の責任を問われず生き残った。それが、今に続く道義的の頽廢の原点であろう。

被害者を悼む気持ちは当然だが、やはり「無駄な死」であった。それを感傷で包むのは危険である。無責任のDNAを引き継いだ連中が、それに便乗してくるからだ。一昨年8月15日の朝日夕刊の「窓」欄の「老兵士の戦争責任論」が目についた。「戦争を指導した連中は、昭和天皇が責任を追及されないなら、おれたちだって免責だと考えてしまった。日本の倫理的な腐敗がそこから始まったと思う」とある。私の年来の思いと同一である。

改めて沖縄米軍基地の全面撤去を求める

みたか法律事務所 神田 高

米務省のケビン・メア日本部長の「ゆすり名人」講義は、改めて沖縄の米軍基地の根本問題が、沖縄戦から戦後65年にわたって今なお続く、アメリカの日本支配、とりわけ沖縄に犠牲を集中させ、アジアにおける自国の軍事的、戦略的支配の道具としてはばからぬ“占領者意識”の強さを思い知らされるものである。

世論の強い反発により、また「日米同盟」を至上とする日本政府の姑息な策略として、メア自身は国務省日本部長を更迭されたが、アメリカとそのしもべである日本政府が、「日米同盟」維持のために、辺野古に代表されるとおり、沖縄の米軍基地支配を継続することへの根本的な反省は何らなされてはいない。

メア部長の「(沖縄県民の)3分の1の人たちが軍隊がなければより平和になると信じている。」これは真実である(3分の1でなく、100%であるが)。しかし、これに続いて「そのような人たちと話しをするのは不可能だ」とのメア発言は、戦後続いた数々の米軍基地被害、人権侵害事件によって、今もつづく沖縄(本土の基地周辺地域も含め)の苦しみを“人の痛み”としてとらえる人間性の欠落を最も強烈に象徴するものである。

沖縄の“命どう宝”こそが、国境をこえて、諸国民が共通の生きる筋道として、貫かれ

なければならない人間としての指針である。

緑豊かな島の自然と産業基盤を破壊し、県民に苦悩を与えてきた最大の原因が、沖縄戦とそれに続く戦後65年にわたる米軍基地の継続・集中、拡大の歴史であったことは誰も否認しない。亡くなった父とともに最後に嘉手納基地を見にいったとき、軽便鉄道が通い、沖縄で唯一の嘉手納農林学校があったあたりを指さしながら、広大な農地の豊かさを思い浮かべるように話した父の姿が浮かぶ（父は、鉄血勤皇隊で南部でなくなった大田元県知事の兄と同窓であった）。

メアは普天間をはじめ「在沖米軍基地は、もともと田んぼの真ん中にあったが、沖縄人が、基地の周辺を都市化し、人口を増やしていった」と在沖米総領事時代の問題発言を繰り返したが、他人の痛みをもみずからの痛みと感じる“チム（心）苦しやよう”を待つまでもなく、メア発言とこれを許容する日米の支配層の道義的な退廃は明瞭である（枝野官房長官は、「長年の積み重ねのある日米の“信頼関係”を重視し、メア発言について米側に照会するのは不適切」と嘯いた。琉球新報3月8日）。

同新報の記事に、「辺野古移設つぶす契機に」の大田元知事の談話が掲載されているが、日米支配層の道義的退廃を産みつけた安保、サンフランシスコ体制の転換と沖縄の米軍基地をはじめとした在日米軍の全面撤去こそを今こそ求める時機である。

退任の挨拶

幹事長退任に当たってのご挨拶

東京南部法律事務所 佐藤 誠一

2年間の幹事長の職を終えて退任させていただきます。多くの支部団員、事務職員の皆さんに支えられての2年間でした。ありがとうございました。

オリンピック東京招致阻止のためのコペンハーゲンでのロビー活動や、雨で期日を延期したスポーツ大会が思い出です。

さて就任前の私は、長らく弁護士会を中心に活動してきました。自分（佐藤）らしさはそこにあると思い、団と弁護士会との活動の連携を心がけてきました。幹事会では人権大会、関弁連大会など弁護士会が取り組む人権課題、特に貧困問題など共通の人権課題について、弁護士会の意義を幹事会などで積極的にアピールさせていただきました。裁判員裁判の「見直し」に向けて弁護士会の情報や取り組みを継続的に取り上げてきました。多少なりとも、これまでの支部活動に「新味」が見られたらありがたいことです。新幹事長に就任された私と同期（38期）の千葉一美団員は、団女性部の現職の部長です。女性団員の新たな活躍が見られることを期待します。

退任直後、東日本太平洋沖大地震が発生し、弁護士会はかつてない規模の体制を組んで被災者の法律相談に応じようとしています。昨年のサマーセミナーで取り上げさせていただいた裁判員裁判完全無罪1号の覚せい剤輸入事件は、高裁で逆転有罪となり、上告審が取り込まれることになりました。これらに団支部が「傍観者」になるわけには行きません。

私が何か一役買うべきでもあるでしょう。今後の任務を果たすため、これからも支部幹事会でお目にかかります。よろしく。

退任のご挨拶

旬報法律事務所 新村 響子

このたび自由法曹団東京支部事務局次長を退任することになりました。2年間の任期ではありましたが、子どもを授かり昨年8月に出産したため、実質的には1年間の活動となってしまいました。

短い間でしたけれども、多くの経験をさせて頂きました。事務局会議、幹事会などの活動を通じていま起きている最新の問題を知ることができ、また、団員が取り組む様々な事件・活動に触れることで、弁護士として多くの刺激を受けました。

次長としての担当は教育問題で、声明の作成や外部団体の会議への参加などの活動を行いました。一昨年のサマーセミナーでは「子どもの貧困」をテーマとした企画に取り組んでいましたが、選挙日程と重なって中止になってしまったことが心残りです。

お世話になった先生方、事務局の奥住さんにこの場をお借りして御礼と任期途中で休職とってしまったことのお詫びを申し上げます。

新人紹介 「よろしくお願ひいたします！」

東京合同法律事務所 馬奈木 巖太郎

東京合同法律事務所に入所いたしました新63期の馬奈木巖太郎（まなぎ・いずたろう）と申します。

修習地は、NHK大河ドラマ『龍馬伝』で湧き上がっていた高知でした。「酒も飲めないのに高知とは」とも考えたのですが、彼の地には自由民権運動記念館というのがあり、龍馬よりも自由民権なる言葉に惹かれて、高知を選んだのでした。実際、研修所に「政治活動」と指摘されないかとひやひやしなながらも、“友の会”にまで入ってしまうほどのぼせてしまいました（もちろん、いまも現役会員です）。

さて、新人紹介ですので、初心のようなものを書かせていただきますと、私は、依頼者の方とともにとことん悩み、とことん考え抜く、そんな弁護士でありたいと思っています。先日、相談を受けた依頼者の方から、「一人で悩み、正直どうしようもなく暗くなっていました。先生にお会いする前と後で、本当に世界が変わって見えるくらいに、気持ちが楽になりました。本当にありがとうございました」というメールをいただきましたが、とても嬉しい経験でした。「弁護士になって良かったな」と思えた瞬間でした。

弁護士としての日数はまだほんの数えるほどにすぎませんが、法律相談や電話などで依頼者の方とお話をするたびに、自分の発する言葉が、相手の方にとってどんな意味や影響をもつのかを考えずにはられません。トラブルや悩みを抱え、不安な気持ちになられている方々を前にして、言葉の継ぎ方や用いる語の大切さ、重要さを痛感しているところで

す。依頼者の方の気持ちを大事にしつつ、次のステップへと踏み出すお手伝いを少しでもできたらと、そう願っています。

最後に、趣味は、修習中に始めたサーフィンと、休日に妻と近所の砧公園や馬事公苑を散歩することです。といっても、サーフィンのほうは、海の汚染も深刻なようで、東京で続けていけるのか大変怪しいのですが……

甚だ未熟者ではありますが、色んな方とお会いして、たくさんのことを勉強できればと思っています。弁護団事件にもできるだけ参加したいです。もちろん、団でもできるだけ多くの委員会で活動したいです。これからどうぞよろしく願いいたします！

3 月度幹事会議事録

参加者 12 名

報告事項

1 東北関東大震災

震災担当 水田

原発担当 河村

弁護士会などの発信を的確にとらえて必要な情報を支部員に提供する。相談のニーズは被災者だけでなく遠隔地でもあると思われる。

2 比例定数削減反対への取り組み

6月9日に中野ゼロホールで大集会、実行委員会方式で開催

東京は取り組みが決定的に遅れていると上条先生が支部総会で発言

大阪、京都、埼玉での成功、前進の教訓を学ぶ

何を訴えていけば良いのか単純ではない

一票の格差是正は小選挙区制でもありうる点で選挙制度を分析・検討する必要がある。

3 多摩幹事会開催について

4 その他

討議事項

1

2

3 サマーセミナー

日程確定

ホテル湯村が提案されているが、多摩地域の団員の参加を促すために多摩地域の団員と協議する必要がある。五日市、奥多摩などどうか

内容

都政など経済面から経営分析して問題点を解明するという事で醍醐先生を講師に迎える。

「経営分析」で今後の弁護士活動の役に立つことをアピールできるか

2つめのテーマ

現在の社会状況からして、原発問題を取り上げられるか。

原発の構造的な理解と収束の筋道、今後の問題など原子炉の工学的な理解が必要か

国がどこまで責任持つか

原子力を広く学ぶか、原子力と人権、人権の側面

代替エネルギー問題まで踏み込む必要があるか？

協力会社の人たちは二重、三重の下請で、犠牲にされている問題がある

1日20万円、2日だと許容量こえるので1日限りの仕事で避難所で募集されている

消防隊、優れた能力を持っているが、軍事との境界はあいまい

災害救助隊、軍隊として規律されている

この形で軍備を除いて世界にも派遣すると考えると「国際救助隊」の名前で行ける？

どういう観点でやるか、方向性、講師も選べない、再度検討する

4 スポーツ大会

雨天の場合は会場を変える

1 10月28日@大井埠頭

2 11月11日@六郷土手、3日前までキャンセル料取られない

5 支部ニュース

石原「天罰」発言は何が問題か、単なる作家ではない、都民に対する防災責任者の発言としての軽率さはあるが、団として非難することは「言葉狩り」になりかねない。個別に批判をすることは問題ない。

人災という側面で原発事故をとらえる。

団支部執行部が都知事選について提起すべき、都知事選はネットが影響力大きい

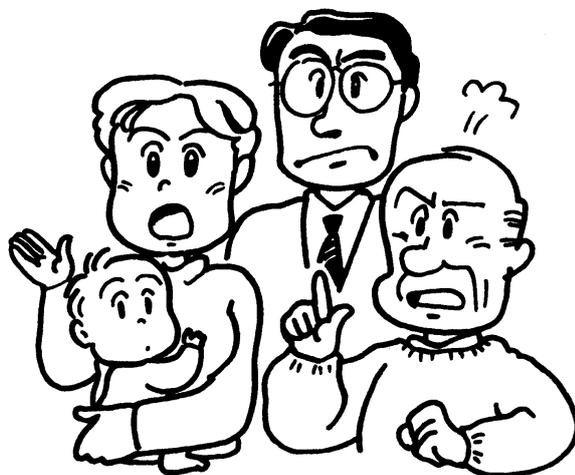
そういう状況下でどうするのか、怒りをぶつける

ネットでの議論を知らせてみてはどうか

中山事務局長に書いてもらおう、ネット戦略、注目してみよう、書き込みに参加しよう

日誌 3月9日～4月7日

- 3月 9日 比例定数削減反対署名提出行動・議員要請行動
- 10日 共同センター9条街宣
- 11日 90周年実行委員会・東日本大震災勃発
- 16日 革新都政を作る会団体地域代表者会議
- 24日 都知事選公示日
- 25日 共同センター幹事会・第2回弾圧対策会議・支部幹事会・支部役員歓送迎会
- 26日 本部常任幹事会（大阪）
- 31日 弾圧対策本部更生選挙委申し入れ（選管・裁判所・警視庁・公安委員会）
- 4月 4日 支部事務局会議・第3回弾圧対策会議
- 5日 団震災対策会議
- 6日 団市民問題委員会／団大量解雇阻止対策本部
- 7日 団教育問題委員会



先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。
- NEW! ◎所定の精神障害(うつ病等)も補償の対象になります。

【保険料表】

(スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・
保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

◎入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや
支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

◎傷害による死亡・後遺障害の補償につい
ても、所得補償保険金額の50倍または
100倍型で1億円を限度として組合わせ
ることが出来ます。

◎病気で保険金を受け取っても、継続する
ことが出来ます。(通算支払1,000日まで)

◎最高89歳まで継続が可能です。
(新規のご加入は満69歳までとなります。)

◎半年払(1月・7月払込)は、月払より
更に6%以上保険料が割安です。

対象期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25~29才	820	4,600	990	5,560
30~34才	1,000	5,640	1,250	7,030
35~39才	1,260	7,070	1,640	9,190
40~44才	1,570	8,810	2,100	11,820
45~49才	1,870	10,510	2,540	14,290
50~54才	2,170	12,210	3,000	16,880
55~59才	2,300	12,900	3,230	18,150
60~63才	2,410	13,560	3,420	19,240

※上表は平成22年12月20日以降加入時(中途加入を含みます。)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ10-07776 (平成22年11月5日作成)